

## 公益財団法人呉市文化振興財団寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人呉市文化振興財団（以下「財団」という。）が受領する寄附金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附金等の種類)

第2条 この規程において、寄附金等の種類は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附金 財団の各事業に充てることを目的として受領した金額
- (2) 一般寄附金 くれまちかど公演 One Coin 募金要項及び呉市立美術館展覧会支援募金要綱に定める募金（募金箱による募金を含む。）
- (3) その他、寄附金等には、金銭のほか物品及び金銭以外の財産権を含む。

(寄附の募集に関する禁止行為)

第3条 財団の理事、監事及び職員は、寄附の募集に関して、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第17条の各号に定める行為をしてはならない。

(寄附金等の申し出)

第4条 財団に対し寄附金等の申し出があったときは、当該申出者から寄付金等申出書を受領するものとする。なお、募金箱による募金を除く。

(受領の決定)

第5条 財団は、申出者から提出された寄附金等申出書に従い、次条の規定に基づいて、寄附金等の受領を決定する。

2 受領を決定した後、寄附金の納付方法として申出者が口座振込を選択している場合、遅滞なく申出者に寄附金納入依頼書を送付するものとする。

(受領の制限)

第6条 寄附金等が次の各号のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがある場合には、財団は、当該寄附金等を受領しないことができる。

- (1) 寄附金等の受領に伴い、多額の経費負担が生じる場合
- (2) その他財団の業務遂行上支障があると認められる条件が付されている場合

(寄附金受領証明書等の交付)

第7条 財団は、寄附金等（募金箱による募金を除く。）を受領したときは、遅滞なく寄附者に寄附金受領証明書等を交付するものとする。

(寄附金等の管理)

第8条 財団は、支出までの間、他の資金と区分して安全確実な方法で寄附金等を管理しなければならない。

2 財団は、寄附金等の受領及び支出について、一般の閲覧に供するものとする。但し、ホームページ上の公開に代えることができる。

(個人情報保護)

第9条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、適正な情報管理に努めるものとする。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、令和2年1月24日から施行する。